

議第13号議案

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部改正

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成29年3月24日提出

横浜市会議員

伊波俊之助	上野盛郎	梶村充
川口広	草間剛	黒川勝
小松範昭	輿石且子	佐藤茂
佐藤祐文	斎藤達也	坂井太
酒井誠	清水富雄	渋谷健
鈴木太郎	瀬之間康浩	関勝則
田野井一雄	高橋徳美	長谷川琢磨
伏見幸枝	藤代哲夫	古川直季
松本研	山下正人	山田一海
山本たかし	遊佐大輔	横山正人
渡邊忠則	有村俊彦	伊藤純一
伊藤大貴	石渡由紀夫	大岩真善和
大山しょうじ	川口たまえ	菅野義矩
木原幹雄	小粥康弘	今野典人
酒井亮介	坂本勝司	中山大輔
花上喜代志	藤崎浩太郎	麓理恵
望月高徳	森敏明	谷田部孝一
山浦英太	安西英俊	尾崎太
加藤廣人	加納重雄	行田朝仁
源波正保	斎藤伸一	斎藤真二

高 橋 正 治	竹 内 康 洋	竹野内 猛
中 島 光 德	仁 田 昌 寿	福 島 直 子
望 月 康 弘	和 田 卓 生	小 幡 正 雄
山 田 桂 一 郎	大 桑 正 貴	横 山 勇 太 朗
磯 部 圭 太		

横浜市条例（番号）

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（昭和58年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中

「鶴見区 6人」を「鶴見区 7人」に、
「南区 5人」を「南区 4人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

平成27年国勢調査の結果に伴い、鶴見区及び南区について選挙すべき議員の数を変更するため、横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（各選挙区ごとに選挙すべき議員の数）

第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第8項の規定により、各選挙区ごとに選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区	議員数
鶴見区	7人 6人
神奈川区	5人
西区	2人
中区	3人
南区	4人 5人
港南区	5人
保土ヶ谷区	5人
旭区	6人
磯子区	4人
金沢区	5人
港北区	8人
緑区	4人
青葉区	7人
都筑区	5人
戸塚区	6人
栄区	3人
泉区	4人
瀬谷区	3人

議第13号議案 横浜市会議員定数及び各選挙区
選出議員数に関する条例の一部改正の取り扱い（案）

項目		調整内容
1	議案発送	3月17日（金）
2	通告期間	3月21日（火）午前9時から22日（水）午後5時まで
3	上程日	3月24日（金）の本会議
4	提案理由説明	省略
5	質疑	通告に応じ実施
6	委員会付託	市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略、本会議で即決

（参考）

市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。